

有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

日本空調サービス株式会社

(941244)

目 次

【表紙】	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第4 【提出会社の状況】	3
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	3

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年7月12日

【事業年度】 第44期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】 日本空調サービス株式会社

【英訳名】 NIPPON KUCHO SERVICE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松原 武

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2

【電話番号】 052(773)2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 橋本 東海男

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2

【電話番号】 052(773)2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 橋本 東海男

【縦覧に供する場所】 日本空調サービス株式会社東京支店
(東京都江東区東陽三丁目27番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第44期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

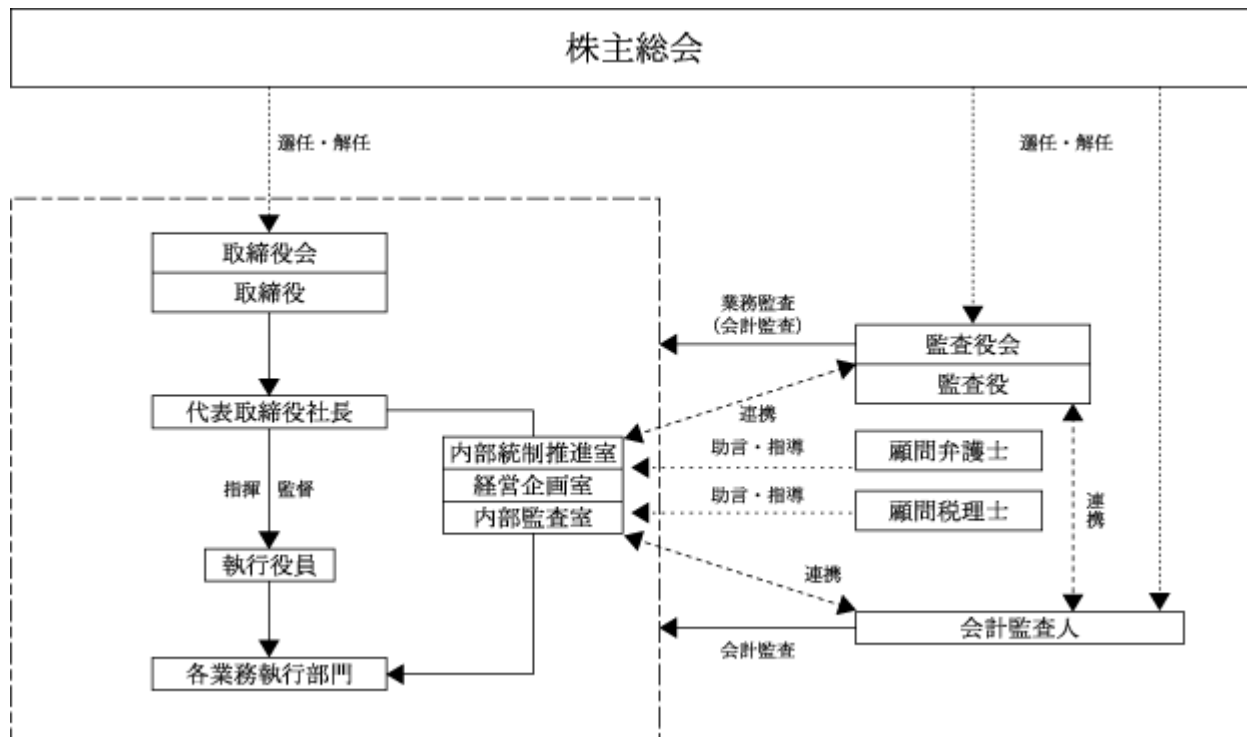
(訂正前)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

- ・当社では組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、監査役制度を採用しております。また、平成17年6月22日より、役付取締役を廃止し、取締役会は代表取締役並びに取締役による構成としました。これは、取締役会において取締役の本来の職責の一つである企業価値増大に向けて、担当部門代表としてではなく、取締役の立場から従来以上に論議を進めることを意図したものです。
- ・取締役会は、経営の基本方針や重要事項及び法令で定められた事項など基本事項を決定するとともに、リスク管理や法令遵守並びに会社情報の適時適正開示に関する内部統制システムの基本方針を決定し、業務執行を委ねる執行役員の選任及びその業務執行状況を監督する機関と位置づけております。
- ・監査役は、監査役会を構成し、取締役会の議案等を事前にチェックし、取締役会に出席することにより、取締役の職務遂行状況をチェック、確認し、適宜、意見表明を行い、経営監視を行っております。
- ・取締役の選任は、取締役会において候補者を決定し、株主総会の承認を受けております。また、報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。
- ・監査役の選任は、監査役会の同意を得て、取締役会において候補者を決定し、株主総会の承認を受けております。報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。
- ・執行役員の選任は代表取締役社長の推薦を受け取締役会が承認しております。報酬については代表取締役社長が決定しております。
- ・当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。
- ・当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

- ・当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図式化すると次のとおりとなります。



(訂正後)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

- ・当社では組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、監査役制度を採用しております。また、平成17年6月22日より、役付取締役を廃止し、取締役会は代表取締役並びに取締役による構成としました。これは、取締役会において取締役の本来の職責の一つである企業価値増大に向けて、担当部門代表としてではなく、取締役の立場から従来以上に論議を進めることを意図したものです。
- ・取締役会は、経営の基本方針や重要事項及び法令で定められた事項など基本事項を決定するとともに、リスク管理や法令遵守並びに会社情報の適時適正開示に関する内部統制システムの基本方針を決定し、業務執行を委ねる執行役員を選任及びその業務執行状況を監督する機関と位置づけております。
- ・監査役は、監査役会を構成し、取締役会の議案等を事前にチェックし、取締役会に出席することにより、取締役の職務遂行状況をチェック、確認し、適宜、意見表明を行い、経営監視を行っております。
- ・取締役の選任は、取締役会において候補者を決定し、株主総会の承認を受けております。また、報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。
- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ・監査役は、監査役会の同意を得て、取締役会において候補者を決定し、株主総会の承認を受けております。報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。
- ・執行役員は代表取締役社長の推薦を受け取締役会が承認しております。報酬については代表取締役社長が決定しております。
- ・当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

- ・当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- ・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図式化すると次のとおりとなります。

